

# 勤労者の皆さんの 住宅取得を応援します！

## ～清川村勤労者等住宅資金利子補給制度～

村内に住宅を新築、増改築または購入し、金融機関から住宅資金の融資を受けた方を対象に利子補給金を交付します。

**内 容** 融資の返済を開始した月から36か月以内で、利子を補給します。

今回の利子補給対象期間／令和7年1月～12月

**利子補給額** 融資額（限度額500万円）に応じて、年1.5%以内

**申請期間** 令和7年1月5日（月）～1月30日（金）

※土・日・祝日等閉庁日を除く

**提出書類** 次の書類を村づくり観光課まで提出してください。

（①～③まで全員、④は該当者のみ）

① 交付申請書

※勤務先や融資機関に記入していただく箇所が  
あります。

② 金銭償還表（返済予定表）の写し

※令和7年1月～12月の期間が分かる範囲

③ 納税等確認承諾書

④ 金銭消費貸借契約書の写し （初回申請者のみ）

**その他の**

- ① 前年に申請された方も、手続きが必要です。
- ② 申請に必要な書類は、12月5日から村づくり観光課窓口で配布しています。また、村ホームページからダウンロードが可能です。

**お問い合わせは** 清川村役場 村づくり観光課 村づくり振興係

電話 （046）288-3864（直通）

村ホームページ <https://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/>

ページ案内 ホーム>くらし・手続き>すまい・住宅>補助事業・制度等>住宅資金  
利子補給制度について